

# 丹波市立柏原中学校におけるインターネットの利用に関する校内規定

## 第1条 【本規定のねらい】

本規定は、丹波市立柏原中学校におけるインターネットの利用に関し、個人情報保護するとともに、生徒にネットワーク利用における基本的な情報モラルを身につけさせる観点から必要な項目を定めるものとする。

## 第2条 【インターネット利用の基本】

本校では、インターネットを利用する際、次の各事項に留意しなければならない。

- 1 生徒の情報活用能力や自己表現能力の育成を図り、開かれた学校、国際理解教育、人権教育、総合的な学習等の推進に寄与するよう努める。
- 2 教育上有害な情報の取り扱いについては、指導の徹底を図り、有害な情報には接続できないようにするなど、特に留意する。
- 3 生徒及び関係者の個人情報の保護に努める。
- 4 法令等を遵守するとともに法令等に記されている権利を行使する。
- 5 個人的な情報発信や営利目的の利用など、本校の教育目的からはずれた利用は禁止する。

## 第3条 【情報教育推進委員会の任務】

インターネットの積極的活用及び適正化を図るため校内に情報教育推進委員会をおく。その任務は次の各事項とする。

- 1 インターネットの活用に係る基本的事項。
- 2 情報の登録・更新・抹消の検討及び審議。
- 3 その他、インターネットの運用に係る基本的事項

## 第4条 【個人情報の定義】

生徒等の個人情報とは、生徒個々が特定できる写真・住所・電話番号・所属・出席番号・保護者の勤務先、及びその電話番号等をさす。

## 第5条 【個人情報の保護】

個人情報の保護を徹底するため、次の各事項を遵守するものとする。

- 1 氏名は原則として発信しない。やむを得ず氏名を使用する場合は姓名いずれか一方を用い、両方は使わない。
- 2 意見・主張・指導内容等については、教育上の効果が認められると思われるものに限る。
- 3 写真を使用する場合は、顔と名前が一致するような公開の仕方は禁止する。

- 4 住所・電話番号・生年月日・趣味・特技、その他の個人情報はインターネットによる発信をしない。
- 5 インターネットによる生徒等の個人情報を、前項の規定の範囲を超えて発信する場合は、本人及び保護者の同意を得るものとし、教師の指導のもとに発信する。その際、インターネットによる発信の意義と危険性について周知を徹底する。

#### 第6条 【教師による指導】

教師は次の各事項の指導を徹底しなければならない。

- 1 インターネットを利用する場合には、他人の中傷をしない、著作権・知的所有権に配慮するなど、インターネットにおける基本的モラルを身につける。
- 2 生徒がホームページや電子メールで発信するデータや情報は、教師の確認を経て外部に発信するように指導するとともに、システムを整備する。
- 3 インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱い等の指導を徹底するとともに、ブラウザソフトのセキュリティー機能を利用して教育上有害な情報にアクセスできないよう努める。

#### 第7条 【インターネットの主な利用形態】

インターネットの主な利用形態は、次の各項に定めるものとする。

- 1 情報の発信 各教科や特別活動の学習事項のまとめ等を学校のホームページで発信する。
- 2 情報の受信 学校のホームページに対する意見等を広く一般から受信する。
- 3 情報検索・収集 ホームページ・電子メールを利用して学習に関する情報を検索・収集したり、関連する質問を送り、回答を得たりする。
- 4 教材作成 ホームページ・電子メールを使用して、授業で活用できる画像データや文書データを収集・加工して教材づくりに活用する。
- 5 国内外交流 ホームページ・電子メールを使用して内外の学校等との交流を図る。

#### 第8条 【取り扱い責任者】

インターネット利用の適正化を図るため、インターネットの取り扱い責任者をおくものとする。当面の間は、情報教育推進委員をその任に当てる。

#### 第9条 【利用規程の明記】

本利用規程を本校のホームページ上で必ず明記するものとする。

付 則 (1) 本規定は、平成18年4月1日から実施する。